参考資料１

先行自治体における条例の目的、基本理念

| 自治体名<br>施行年月 | 目的 | 基本理念 |
|---|---|---|
| 富田林市<br><br>R8年7月 | 第１条<br>この条例は、今と未来のすべてのこどものために、こどもとともに、すべての人がお互いの権利を尊重し合いながら、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することにより、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することを目的とします。 | 第３条<br>(1)こどもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができること。<br>(2)こどもは、安心して生き、育つことができること。<br>(3)こどもは、自分の意見、考え、気持ち等を聴かれ、表明することができ、その意見等が尊重されること。<br>(4)こどもは、こどもの権利を理解され、尊重され、こどもにとって最善の利益を第一に考えられること。 |
| 杉並区<br><br>R7年4月 | 第１条<br>この条例は、児童の権利に関する条約、こども基本法及び東京都こども基本条例の精神にのっとり、子どもの権利を保障に関し、基本理念を定め、杉並区、保護者、子ども関係施設、区民及び事業者の責務等を明らかにし、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | 第３条<br>子どもに関する施策は、全ての子どもについて、差別的取扱いを受けることがないようにすること、その意見を尊重すること、その最善の利益を考慮すること及びその健やかな成長が図られることを基本理念として行われなければならない。 |
| 武蔵野市<br><br>R5年4月 | 第１条<br>この条例は、児童の権利に関する条約、日本国憲法その他関連する法令などに基づいて、現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします。 | ― |
| 中野区<br><br>R4年4月 | 第１条<br>この条例は、中野区に関わるすべての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにとってやさしいまちづくりを推進することを目的とします。 | 第３条<br>(1)子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。<br>(2)子どもは、その意見、考え、思いを表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること<br>(3)子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。<br>(4)子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。 |